

大雪地区広域連合国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する  
事務取扱要綱

平成 16 年 4 月 1 日

要綱第 5 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日 要綱第 7 号  
平成 21 年 4 月 1 日 要綱第 1 号  
平成 22 年 7 月 1 日 要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図るため、特別の事情がないのに国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）の規定に基づき国民健康保険被保険者資格証明証（以下「資格証」という。）の交付及び保険給付の全部若しくは一部の支払いの一時差止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格証の交付対象者)

第 2 条 滞納世帯主が、当該保険料の納期限から 1 年間経過後、なお当該保険料を滞納している場合、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の返還を求め、資格証を交付するものとする。

2 前項に規定する期間の経過前においても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険証の返還を求め資格証を交付することができるものとする。

- (1) 納付相談又は納付指導に応じようとしなないとき。
- (2) 納付相談及び納付指導において取り決めた滞納保険料の納付に関する約束事項を履行しないとき。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は資格証を交付しないものとする。

- (1) 世帯主等が、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 1 条に規定する特別の事情のあるとき。（様式第 1 号）
- (2) 世帯に属する被保険者が次のいずれかに該当したとき。（様式第 2 号）
  - ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給を受けることができるようになったとき。
  - イ 厚生労働省令第 5 条の 5 に規定する医療に関する給付を受けることが

できるようになったとき。

ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき。

(3) その他、大雪地区広域連合長（以下「連合長」という。）が特に必要と認めるとき。

4 資格証の交付を受けた世帯主が、滞納している保険料を完納したとき、又はその滞納額が著しく減少し、完納が見込まれるときは保険証を交付するものとする。

（保険証の返還）

第3条 保険証の返還を求めるに当たっては、次に掲げる次項を記載した書面（様式第3号）により当該世帯主に通知しなければならない。

(1) 法第9条第3項又は第4項の規定により保険証の返還を求めるものであること。

(2) 保険証の返還先及び返還期限

（有効期限）

第4条 資格証の有効期限は、通常証と同一時期とする。

（管理）

第5条 連合長は、資格証交付台帳を作成し、管理するものとする。

（保険給付の支給申請）

第6条 資格証の交付を受けている世帯主が、保険給付の支給を受けようとするときは、領収書等審査に必要な書類（様式第4号）を添えて連合長に申請することができる。

2 連合長は、前項に規定する世帯主に対して十分な納付相談を行ったうえで、保険給付を行うものとする。

（保険給付の一時差止及び保険給付からの滞納保険料の控除）

第7条 滞納世帯主が、平成16年4月1日以後の納期限に係る保険料について、当該保険料の納期限後1年6か月を経過後もなお当該保険料を滞納している場合においては、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止めるものとし、その後においても、なお滞納保険料を納付しない場合においては、一時差し止めに係る保険給付の額から当該世帯主の滞納保険料を控除するものとする。

2 前項に規定する期間の経過前においても、世帯主が保険料を滞納している場合においては、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止めることができる。

3 前各項に規定による一時差し止め又は滞納保険料の控除をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面（様式第5号又は様式第6号）により当該世帯主に通知するものとする。

(1) 法第63条の2の規定により一時差し止め又は滞納保険料の控除をするものであること。

(2) 一時差し止めに係る保険給付の額

(3) 滞納保険料又は控除する滞納保険料の額及び当該滞納保険料に係る納期限

4 前項の規定にかかわらず、第2条第3項に該当する場合は、保険給付の一時差し止めは行わないものとする。

(特別な事情等に関する届出)

第8条 短期証の返還を求められている世帯及び資格証の交付を受けている世帯主は、第2条第3項各号のいずれかに該当するときは、その事実を速やかに届け出なければならない。

2 短期証の返還を求められている世帯主及び資格証の交付を受けている世帯主は、その世帯に属する被保険者のいずれか一人が、第2条第3項各号のいずれかに該当するときは、その事実を速やかに届け出なければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 滞納世帯主が、災害等の特別の事情があり当該保険料を納付することができないと認められる場合を除き、連合長は、第2条の規定に基づき保険証の返還を求められるときは、弁明する機会を付与しなければならない。

(様式第7号)

2 前項の規定による弁明の機会の付与の通知（様式第8号）は、滞納保険料の納付相談の通知とともに、次の事項を付して行なうものとする。

(1) 不利益処分内容及びその根拠法令等

(2) 不利益処分の理由

(3) 弁明することができる場所又は弁明書の提出先及びその期限

(4) その他必要な事項

3 弁明書が提出期限までに提出されない場合、及び弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、保険証の返還を求め、資格証を交付するものとする。（様式第9号）

4 保険給付の支払の一時差し止めに係る保険給付の額から滞納している保険料を控除する場合も、同条の規定に準じた取り扱いを行なうものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、資格証の交付及び保険給付の全部若しくは一部の支払いの一時差止等に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日要綱第7号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月1日要綱第1号）

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。